令和3年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明資料(附属資料)
(11月25日提案分)

警 察 本 部

## 目 次

	·	ページ
1	収入証紙に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	神奈川県手数料条例新旧対照表	2

1 収入証紙に関する条例新旧対照表(昭和39年神奈川県条例第76号)

新	旧				
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)				
1 (略)	1 (略)				
2 手数料	2 手数料				
名称 根拠規定	名称 根拠規定				
1~28 (略)	1~29 (略)				
29 (略) 神奈川県手数料条例第	30 (略) 神奈川県手数料条例第				
一	銃砲又は刀剣類の所 2条				
	持許可申請手数料				
(略)	(略)				
猟銃及び空気銃の取	猟銃及び空気銃の取				
扱いに関する講習手	扱いに関する講習手				
<u>数料</u>	<u>数料</u>				
<u>クロスボウの取扱い</u>	<u>(新設)</u>				
<u>に関する講習手数料</u>					
(略)	(略)				
国際競技参加外国人	国際競技参加外国人				
に係る銃砲等又は刀	に係る銃砲又は刀剣				
<u>剣類の所持許可申請</u>	類の所持許可申請手				
<u>手数料</u>	数料				
銃砲等又は刀剣類の	銃砲又は刀剣類の所				
所持許可証書換え手	持許可証書換え手数				
数料					
銃砲等又は刀剣類の	銃砲又は刀剣類の所				
所持許可証再交付手	持許可証再交付手数				
数料	料 2004年 2014年 2014				
猟銃若しくは空気銃	猟銃又は空気銃の所は対する				
又はクロスボウの所はなる。	持許可更新申請手数				
持許可更新申請手数	<u>料</u>				
<u>料</u> (mg)	(m\(\pi\)				
(略) 年少射撃資格認定の	(略)				
ための講習手数料	ための講習手数料				
<u>ための神自于妖杯</u>   クロスボウ射撃資格	(新設)				
認定申請手数料					
	(略)				
30~32 (略)	31~33 (略)				
<u> </u>	<u> </u>				

	新					日
別表(第2条関係)		另	川表(第2	条関係	系)	
$1 \sim 9$ (略)				(略)		
10 公安委員会関係		1	0 公安委	員会園	関係	
手数料徴収に 手数料	金額		手数料律	対収に	手数料	金額
係る事務の名称			係る事	務	の名称	
1~11 (略)			1~11	(略)		
12 銃砲刀剣銃砲等	(1) 銃砲刀剣類所持等			, , , ,	銃 砲 又	(1) 銃砲刀剣類所持等
類所持等取又は刀	-1				は刀剣	
締法第4条 剣 類 の					類の所	
第1項の規所 持 許					持許可	
定に基づく可申請					申請手	持の許可を現に受け
銃砲等又は手数料	ている者に対する同		銃砲又	は刀	数料	ている者に対する同
刀剣類の所	号の規定に基づく猟		剣類の	 )所持		号の規定に基づく許
持の許可の	銃又は空気銃の所持		の許可	の申		可の申請に係る審査
申請に対す	の許可の申請に係る		請に対	する		
る審査	審査		審査			
	6,800円					6,800円
	(当該申請を行う者が					(当該申請を行う者
	本県において同時に					が本県において同時
	他の同号の規定に基					に他の同号の規定に
	づく <u>猟銃又は空気銃</u>					基づく許可の申請を
	<u>の所持の</u> 許可の申請					行う場合における当
	を行う場合における					該他の同号の規定に
	当該他の同号の規定					基づく許可の申請に
	に基づく <u>猟銃又は空</u>					係る審査にあっては、
	<u>気銃の所持の</u> 許可の					4,300円)
	申請に係る審査にあ					
	っては、4,300円)					
	(2) 銃砲刀剣類所持等					(新設)
	取締法第4条第1項					
	第1号の規定による					
	クロスボウの所持の					
	許可を現に受けてい					
	る者に対する同号の					
	規定に基づくクロス					
	ボウの所持の許可の					
	申請に係る審査					
	(火鉄中港な行る者					
	<u>(当該申請を行う者</u> が本県において同時					
	に他の同号の規定に					
	基づくクロスボウの					
	所持の許可の申請を					
	<u> </u>					
	<u>11 月 場合におけるヨ</u> 該他の同号の規定に					
	基づくクロスボウの					
	所持の許可の申請に					
	係る審査にあっては、					
	4,300円)					
	(3) (略)					(2) (略)
12の2 (略)	1,117		12の2	(略)		
( F /				( H /	<u>I</u>	

13 銃砲円剣 猟び続持等5 類形第5条項 が続級第1で統扱関 が空のいす習 が空気が関する が空気が関する が変数にる手	持等取締法第4条第 1項第1号の規定に よる許可を受けて猟 銃又は空気銃を両局 近ている者及び同法 第5条の2第3号に 第5条以第3号に 対る者に対する講習 会 3,000円	13 競特第 3 規く空扱る開発 3 規く空扱る開係 3 規く空扱る開係 1 に銃銃に習のが取すの開発 1 を 1 を 2 を 2 を 3 を 3 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 5 を 5 を 6 を 6 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7 を 7	び銃扱関講数空のいす習料	持等取締法第4条第 1項第1号の規定に よる許可を受けて猟 銃又は空気銃を所持 している者及び同法 第5条の2第3項第 2号に掲げる者に対 する講習会 3,000円
13の2 <u>銃砲</u> クロス 刀剣類所持 等取締法第 5条の3の 2第1項の 規定に基づ くクロスボ ウの取扱い に関する講 習会の開催	持等取締法第4条第 1項第1号の規定に よる許可を受けてク	(新設)		(2) (略)
	3,900円 (当該申請を行う者が 本県において同時に他 の銃砲刀剣類所持等取 締法第6条第1項の規 定に基づく許可の申請		技外に銃は類持申数が国係砲刀の許請料が入る又剣所可手	(当該申請を行う者が 本県において同時に他 の銃砲刀剣類所持等取 締法第6条第1項の規 定に基づく許可の申請
# 16	1,900円	16 類 第定許換 が	は類持証え料銃は類持証刀の許書手 砲刀の許再	1,900円

類所持等取しくは 締法第7条空気銃 の3第2項又はク の規定に基ロスボ づく同法第ウの所 4条第1項持許可 第1号の規更新申 定による猟請手数 銃若しくは料 空気銃又は <u>ク</u>ロスボウ の所持の許 可の更新の 申請に対す

る審査

新たな許可証の交 付を伴う銃砲刀剣類 所持等取締法第7条 の3第1項の規定に 基づく猟銃又は空気 銃の所持の許可の更 新の申請に係る審査 7,200円

(当該申請を行う者 が本県において同時 に他の同項の規定に 基づく猟銃又は空気 銃の所持の許可の更 新の申請を行う場合 における当該他の同 項の規定に基づく猟 銃又は空気銃の所持 の許可の更新の申請 に係る審査及び当該 申請を行う者が本県 において同時に同法 第4条第1項第1号 の規定に基づく猟銃 又は空気銃の所持の 許可の申請を行う場 合における当該同法 第7条の3第1項の 規定に基づく猟銃又 は空気銃の所持の許 可の更新の申請に係 る審査にあっては、 4,800円)

<u>(2)</u> 新たな許可証の交 付を伴う銃砲刀剣類 所持等取締法第7条 の3第1項の規定に 基づくクロスボウの 所持の許可の更新の 申請に係る審査

> <u>7,200</u>円 (当該申請を行う者 が本県において同時 に他の同項の規定に 基づくクロスボウの 所持の許可の更新の 申請を行う場合にお ける当該他の同項の 規定に基づくクロス ボウの所持の許可の 更新の申請に係る審 査及び当該申請を行 う者が本県において 同時に同法第4条第 1項第1号の規定に

18 類所持等取 は空気 締法第7条銃の所 の3第2項持許可 の規定に基更新申 づく同法第 請 手 数 4条第1項料 第1号の規 定による猟 銃又は空気

銃の所持の 許可の更新 の申請に対 する審査

銃砲刀剣猟銃又(1) 新たな許可証の交 付を伴う場合

7,200円

(当該申請を行う者が 本県において同時に他 の銃砲刀剣類所持等取 締法第7条の3第1項 の規定に基づく許可の 更新の申請を行う場合 における当該他の同項 の規定に基づく許可の 更新の申請に係る審査 及び当該申請を行う者 が本県において同時に 同法第4条第1項第1 号の規定に基づく許可 の申請を行う場合にお ける当該同法第7条の 3第1項の規定に基づ く許可の更新の申請に 係る審査にあっては、 4.800円)

(新設)

基づくクロスボウの 所持の許可の申請を 行う場合における当 該同法第7条の3第 1項の規定に基づく クロスボウの所持の 許可の更新の申請に 係る審査にあっては、 4,800円)

(3) 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀 剣類所持等取締法第 7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可 の更新の申請に係る 審査

6,800円

(当該申請を行う者 が本県において同時 に他の同項の規定に 基づく猟銃又は空気 銃の所持の許可の更 新の申請を行う場合 における当該他の同 項の規定に基づく猟 銃又は空気銃の所持 の許可の更新の申請 に係る審査及び当該 申請を行う者が本県 において同時に同法 第4条第1項第1号 の規定に基づく<u>猟銃</u> 又は空気銃の所持の 許可の申請を行う場 合における当該同法 第7条の3第1項の 規定に基づく猟銃又 は空気銃の所持の許 可の更新の申請に係 る審査にあっては、 4,400円)

(4) 新たな許可証の交 付を伴わない銃砲刀 剣類所持等取締法第 7条の3第1項の規 定に基づくクロスボ ウの所持の許可の更 新の申請に係る審査 6,800円

> (当該申請を行う者 が本県において同時 に他の同項の規定に 基づくクロスボウの

(2) 新たな許可証の交 付を伴わない場合

6,800円

(当該申請を行う者 が本県において同時 に他の銃砲刀剣類所 持等取締法第7条の 3第1項の規定に基 づく許可の更新の申 請を行う場合におけ る当該他の同項の規 定に基づく許可の更 新の申請に係る審査 及び当該申請を行う 者が本県において同 時に同法第4条第1 項第1号の規定に基 づく許可の申請を行 う場合における当該 同法第7条の3第1 項の規定に基づく許 可の更新の申請に係 る審査にあっては、4, 400 円)

(新設)

19 ~ 20 Ø 5	所持の許可の更新の 申請を行う場合にお ける当該他の同項の 規定に基づくク可の 更新の申請に係る審 査及び当該申請を行 う者が本県において 同時に同法第4条第 1項第1号の規定に 基づくクロスボウの 所持の許可の申請を 行う場合における第 1項の規定に基づく クロスボウの申請と がありますの がありますの では、 1項の規定に基づく クロスボウの申請に クロスボウの申請に を がありますの がありまする がありまする がありまする がありまする がありまする がありまする がありまする がありまする がありまする がありまする がありまする は、 クロスボウの がありまする は、 クロスボウの がありまする は、 クロスボウの がありまする は、 クロスボウの がありまする は、 クロスボウの がありまする は、 クロスボウの がありまする は、 クロスボウの がありまする は、 クロスボウの がありまする は、 クロスボウの がありまする は、 クロスボウの がありまする は、 クロスボウの がありまする は、 クロスボウの がありまする の は、 クロスボウの がありまする は、 クロスボウの がありまする クロスボウの がありまする の がありまする の は、 クロスボウの がありまする の は、 クロスボウの は、 クロスボウの は、 クロスボウの がありまする の は、 クロスボウの は、 クロスボウの があり、 クロスボウの は、 クロスボウの は、 クロスボウの は、 クロスボウの は、 クロスボウの は、 クロスボウの は、 クロスボウの は、 クロスボウの は、 クロスボウの は、 クロスボウの は、 クロスボウの は、 クロスが りた。 クロスが りた。 クロスが りた。 クロスが りた。 クロスが りた。 クロスが りた。 クロスが りた。 クロスが りた。 クロスが りた。 クロスが りた。 クロスが りた。 りた。 りた。 りた。 りた。 りた。 りた。 りた。 りた。 りた。	$19\sim20~\mathcal{O}~5$
(略) 20の6 銃砲 クロス	本県において同時に他 の銃砲刀剣類所持等取	(略) (新設) 21~39 (略)
11 (略)		11 (略)